

議案第 166 号

京丹後市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

京丹後市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 1 号）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、職員の定年の引上げ等に関して必要な事項を定めるなど所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(京丹後市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 京丹後市職員の定年等に関する条例(平成16年京丹後市条例第50号)の一部を次のように改正する。

条例に次の目次を加える。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

第1条の前に次の章名を付する。

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引

き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項の規定により、異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は、」の次に「第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例（平成16年条例第72号）第17条の3第1項（京丹後市上下水道部の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年条例第205号）第2条第1項において準用する場合を含む。）に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（病院又は診療所において医療業務に従事する医師及び

歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任しようとする職についての適正を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最

初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管

理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。
- （異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従

前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

## 第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から	61年	66年
------------	-----	-----

令和7年3月31日まで		
令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から 令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から 令和13年3月31日まで	64年	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日以後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(京丹後市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 京丹後市職員の分限に関する条例（平成16年京丹後市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職

務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)と  
する」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されて  
いる職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則に次の2項を加える。

3 一般職の職員の給与に関する条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同  
条中「とする」とあるのは、「並びに一般職の職員の給与に関する条例附則第5項の規定による降給とする」とする。

4 第5条第2項の規定は、一般職の職員の給与に関する条例附則第5項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合にお  
いて、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通  
知を行うものとする。

(京丹後市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 京丹後市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成16年京丹後市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第3条中「の期間は」を「は」に、「とし、この期間においては、」を「の期間、その発令の日に受ける」に改め、「減ずるものと  
する」の次に「。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減  
ずるものとする」を加える。

(京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年京丹後市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は法第22条の5第1項」に、「職  
員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に  
改める。

第3条、第4条及び第12条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(京丹後市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 京丹後市職員の育児休業等に関する条例（平成16年京丹後市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 京丹後市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 京丹後市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(京丹後市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例の一部改正)

第6条 京丹後市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例（平成16年京丹後市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 京丹後市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(公益的法人等への京丹後市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への京丹後市職員の派遣等に関する条例（平成16年京丹後市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 京丹後市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（京丹後市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 京丹後市一般職の職員の給与に関する条例（平成16年京丹後市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項から第6項までの規定中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち、前条の給料表の適用を受ける職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改める。

第5条の2を削る。

第11条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を、「以下」の次に「この条において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同条ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「以下」を「第1号及び次項において」に改め、同項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項中「以

下」を「次条において」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項及び第4項中「場合は」を「場合には」に改める。

第17条の4第1項及び第2項中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の2第4号中「その者」を「当該職員」に改める。

第18条の3第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同項各号、同条第3項ただし書及び第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「当該再任用職員」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2項中「第9条」を「第5条第3項から第10項、第9条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

(京丹後市一般職の職員の給与に関する条例の令和5年4月以降の特例措置)

- 5 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日(附則第7項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第3項、第4項、第6項から第8項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- 6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 改正前の京丹後市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
  - (3) 京丹後市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
  - (4) 京丹後市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 7 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第9項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第5項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員

の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額						
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2医療職給料表のうち、ア 医療職給料表(一)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第2医療職給料表のうち、イ 医療職給料表(二)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

別表第2医療職給料表のうち、ウ 医療職給料表(三)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

(京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第9条 京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年京丹後市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第22条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(京丹後市上下水道部の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第10条 京丹後市上下水道部の給与の種類及び基準を定める条例(平成16年京丹後市条例第205号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(京丹後市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 京丹後市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年京丹後市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「28条の5第1項」を「22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中京丹後市職員の定年等に関する条例の附則に第3項を加える改正規定及び附則第12条の規定は公布の日から施行する。

(京丹後市職員の再任用に関する条例の廃止)

第2条 京丹後市職員の再任用に関する条例（平成16年京丹後市条例第51号）は、廃止する。

(改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例における勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の京丹後市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下こ

の項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例における定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第7条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第7条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、

当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条約定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条約定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条約定年をいう。次条第2項及び附則第11条において同じ。)に達している者(新条令第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条約定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条約定年相当年齢に達している者(新条令第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

(改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例における令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例における令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとし

た場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例における定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例における令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(改正後の京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第13条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)は、この条例による改正後の京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「改正後条例」という。)

第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後条例の規定を適用する。

(改正後の京丹後市一般職の職員の給与に関する条例における職員の育児休業に関する経過措置)

第14条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)を行う職員に対する京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号)附則第5項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年京丹後市条例第56号)第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。

(改正後の京丹後市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例に関する経過措置)

第15条 この条例による改正後の京丹後市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

(改正後の公益的法人等への京丹後市職員の派遣等に関する条例に関する経過措置)

第16条 この条例による改正後の公益的法人等への京丹後市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

第17条 附則第3条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例による改正後の公益的法人等への京丹後市職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(改正後の京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例に関する経過措置)

第18条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下この条において「新特殊勤務手当条例」という。）第22条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新特殊勤務手当条例の規定を適用する。



現行	改正案
	<p>ことができる。<u>ただし、第9条第1項から第4項の規定により、異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p>
<p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員</u>の退職により<u>公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p>	<p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員</u>の退職により生ずる欠員を容易に補充することができ<u>ず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p>
<p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員</u>の退職による欠員を容易に補充することが<u>できないとき</u>。</p>	<p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員</u>の退職による欠員を容易に補充することが<u>できず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p>
<p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p>	<p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p>
<p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u>が引き続き<u>存する</u>と認めるときは、市長の承認を得て、<u>1年</u>を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員</u>に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p>	<p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由</u>が引き続き<u>ある</u>と認めるときは、市長の承認を得て、<u>これらの期限の翌日から起算して1年</u>を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員</u>に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p>
<p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p>	<p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p>
<p>4 任命権者は、<u>第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が</u></p>	<p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲</u></p>

現行	改正案
<p>存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(定年に関する施策の調査等)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>げることになったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(定年に関する施策の調査等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u> (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 <u>法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年条例第72号)第17条の3第1項(京丹後市上下水道部の給与の種類及び基準を定める条例(平成16年条例第205号)第2条第1項において準用する場合を含む。)に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職(病院又は診療所において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)</u>とする。 (管理監督職勤務上限年齢)</p> <p>第7条 <u>法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</p> <p>第8条 <u>任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任しようとする職についての適正を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p>

現行	改正案
	<p>(3) <u>当該職員<sup>2</sup>の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員<sup>2</sup>の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員<sup>2</sup>の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員<sup>2</sup>の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を</u></p>

現行	改正案
	<p>超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p> <p>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長する</p>

現行	改正案
	<p>ことができる。</p> <p><u>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(異動期間の延長事由が消滅)</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p><u>第5章 雑則</u></p>

現行	改正案																								
<p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p><u>(委任)</u></p> <p><u>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 (略)</p> <p><u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1151 624 1789 924"> <tbody> <tr> <td><u>令和5年4月1日から</u></td> <td><u>61年</u></td> <td><u>66年</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和7年3月31日まで</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>令和7年4月1日から</u></td> <td><u>62年</u></td> <td><u>67年</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和9年3月31日まで</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>令和9年4月1日から</u></td> <td><u>63年</u></td> <td><u>68年</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和11年3月31日まで</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>令和11年4月1日から</u></td> <td><u>64年</u></td> <td><u>69年</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和13年3月31日まで</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p> <p>3 <u>任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日以後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属す</u></p>	<u>令和5年4月1日から</u>	<u>61年</u>	<u>66年</u>	<u>令和7年3月31日まで</u>			<u>令和7年4月1日から</u>	<u>62年</u>	<u>67年</u>	<u>令和9年3月31日まで</u>			<u>令和9年4月1日から</u>	<u>63年</u>	<u>68年</u>	<u>令和11年3月31日まで</u>			<u>令和11年4月1日から</u>	<u>64年</u>	<u>69年</u>	<u>令和13年3月31日まで</u>		
<u>令和5年4月1日から</u>	<u>61年</u>	<u>66年</u>																							
<u>令和7年3月31日まで</u>																									
<u>令和7年4月1日から</u>	<u>62年</u>	<u>67年</u>																							
<u>令和9年3月31日まで</u>																									
<u>令和9年4月1日から</u>	<u>63年</u>	<u>68年</u>																							
<u>令和11年3月31日まで</u>																									
<u>令和11年4月1日から</u>	<u>64年</u>	<u>69年</u>																							
<u>令和13年3月31日まで</u>																									

現行	改正案
	<p><u>る年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則に第3項を加える改正規定及び附則第11条の規定は公布の日から施行する。</u> <u>(改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例における勤務延長に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前にこの条例による改正前の京丹後市職員の定年等に関する条例(平成16年京丹後市条例第50号)(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条</u></p>

現行	改正案
	<p><u>例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</u></p> <p><u>3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。</u></p> <p><u>(改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例における定年退職者等の再任用に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u></p> <p><u>(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者</u></p> <p><u>(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者</u></p> <p><u>(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者</u></p>

現行	改正案
	<p><u>(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者</u></p> <p><u>2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u></p> <p><u>(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者</u></p> <p><u>(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者</u></p> <p><u>(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者</u></p> <p><u>(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者</u></p> <p><u>(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者</u></p> <p><u>(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日</u></p>

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>までの間に、暫定再任用をされたことがある者</u></p> <p><u>3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。</u></p> <p><u>4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。</u></p> <p><u>5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u></p> <p><u>3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。</u></p> <p><u>第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、</u></p>

現行	改正案
	<p><u>附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。</u></p> <p><u>第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする</u></p>

現行	改正案
	<p><u>る短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p>2 <u>令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)</u>を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>3 <u>前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。</u>  <u>(改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例における令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)</u></p> <p><u>第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。</u></p> <p>(1) <u>施行日以後に新たに設置された職</u>  (2) <u>施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職</u></p> <p>2 <u>令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。</u>  <u>(改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)</u></p> <p><u>第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。</u></p>

現行	改正案
	<p>(1) <u>施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職</u></p> <p>(2) <u>施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職</u></p> <p>2 <u>令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。</u></p> <p><u>(改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例における令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)</u></p> <p>第9条 <u>令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。</u></p> <p>(1) <u>基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)</u></p> <p>(2) <u>基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)</u></p> <p>2 <u>令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。</u></p> <p>3 <u>令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。</u></p> <p><u>(改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例における定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)</u></p> <p>第10条 <u>任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年</u></p>

現行	改正案
	<p>4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前提任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前提任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前提任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</p> <p>(改正後の京丹後市職員の定年等に関する条例における令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)</p> <p><u>第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。</u></p>

京丹後市職員の分限に関する条例(平成16年京丹後市条例第49号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市職員の分限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第49号</p>	<p>京丹後市職員の分限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第49号</p>
<p>第1条 (略)</p> <p>(降給の種類)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(降給の種類)</p>
<p>第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(降格の事由)</p>	<p>第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。</p> <p>(降格の事由)</p>
<p>第3条 任命権者は、職員が降任された</p> <hr/> <p>場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し</p> <hr/> <p>、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>第4条～第8条 (略)</p>	<p>第4条～第8条 (略)</p>
	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>一般職の職員の給与に関する条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに一般職の職員の給与に関する条例附則第5項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p>4 <u>第5条第2項の規定は、一般職の職員の給与に関する条例附則第5項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用によ</u></p>

現行	改正案
	<p><u>り給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

京丹後市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成16年京丹後市条例第52号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 平成16年4月1日 条例第52号</p> <p>第1条・第2条 (略) (減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上1年以下とし、この期間においては、給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、報酬の額(京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年京丹後市条例第48号)第20条から第24条まで及び第26条に規定する手当に相当する額を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>	<p>京丹後市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 平成16年4月1日 条例第52号</p> <p>第1条・第2条 (略) (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、報酬の額(京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年京丹後市条例第48号)第20条から第24条まで及び第26条に規定する手当に相当する額を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年京丹後市条例第56号)新旧対照表【第4条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第56号</p> <p>第1条 (略) (1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第28条の4第1項又は法第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略) (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第56号</p> <p>第1条 (略) (1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略) (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>

現行	改正案
<p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第12条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第13条～第18条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第12条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第13条～第18条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p>

現行	改正案
	<p>2 <u>暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)</u>は、この条例による改正後の京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「改正後条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後条例の規定を適用する。</p>

京丹後市職員の育児休業等に関する条例(平成16年京丹後市条例第57号)新旧対照表【第5条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第57号</p> <p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>第2条の2～第8条 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>第10条～第16条 (略) (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規</p>	<p>京丹後市職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第57号</p> <p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 京丹後市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>第2条の2～第8条 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 京丹後市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>第10条～第16条 (略) (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規</p>

現行	改正案
<p>定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。)を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u>)を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第19条～第23条 (略)</p>	<p>定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。)を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>)を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第19条～第23条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)を行う職員に対する京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号)附則第5項の規定の適用については、同項中「<u>」とする</u>」とあるのは、「<u>」に、京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年京丹後市条例第56号)第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>」とする。</u></p>

京丹後市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例(平成16年京丹後市条例第62号)新旧対照表【第6条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第62号</p> <p>第1条 (略) (職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第3条～第9条 (略)</p>	<p>京丹後市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第62号</p> <p>第1条 (略) (職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 京丹後市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。</u></p>

公益的法人等への京丹後市職員の派遣等に関する条例(平成16年京丹後市条例第63号)新旧対照表【第7条関係】

現行	改正案
<p>公益的法人等への京丹後市職員の派遣等に関する条例 平成16年4月1日 条例第63号</p> <p>第1条 (略) (職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項若しくは第2項又は第4条の規定により採用された職員を除く。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3条～第17条 (略)</p>	<p>公益的法人等への京丹後市職員の派遣等に関する条例 平成16年4月1日 条例第63号</p> <p>第1条 (略) (職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項若しくは第2項又は第4条の規定により採用された職員を除く。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>京丹後市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第3条～第17条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。</u></p>

現行	改正案
	<p>3 <u>京丹後市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第●●号)附則第3条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、京丹後市職員の定年等に関する条例(平成16年条例第50号)第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の公益的法人等への京丹後市職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。</u></p>

京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号)新旧対照表【第8条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第72号</p> <p>第1条～第4条 (略) (初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定するものとし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)及び育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>その者</u>の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項又は第4項の規定により定められた<u>その者</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職務の級から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定するものとし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額は、<u>その者</u>の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職</p>	<p>京丹後市一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第72号</p> <p>第1条～第4条 (略) (初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定するものとし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)及び育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>当該職員</u>の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項又は第4項の規定により定められた<u>当該職員</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職務の級から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定するものとし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額は、<u>当該職員</u>の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職</p>

現行	改正案
<p>員の昇給の号給数を4号給(技能労務職員で行政職給料表3級23号給及び3級24号給の適用を受けている職員の号給の号給数は3号給、3級25号給以上の適用を受けている職員の号給の号給数は2号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額、<u>その者</u>の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とするものとする。</p>	<p>員の昇給の号給数を4号給(技能労務職員で行政職給料表3級23号給及び3級24号給の適用を受けている職員の号給の号給数は3号給、3級25号給以上の適用を受けている職員の号給の号給数は2号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額、<u>当該職員</u>の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とするものとする。</p>
<p>7～10 (略)</p>	<p>7～10 (略)</p>
<p>11 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)のうち、前条の給料表の適用を受ける職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする</u></p> <p>_____。</p>	<p>11 <u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>
<p><u>第5条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	
<p>第6条～第10条の2 (略) (通勤手当)</p>	<p>第6条～第10条の2 (略) (通勤手当)</p>
<p>第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下_____「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下_____「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下</p>	<p>第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下<u>この項及び次項において「交通機関等」という。</u>)を利用してその運賃又は料金(以下<u>この条において「運賃等」という。</u>)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下</p>

現行	改正案
<p>「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「<u>運賃等相当額</u>」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「<u>1箇月当たりの運賃等相当額</u>」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(<u>その者</u>が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 3,000円(通勤距離が片道3キロメートル以上であるときは、1キロメートルまでごとに600円を3,000円に加算した額とし、その額が3万1,600円を超えるときは、3万1,600円)。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>、<u>育児短時間勤務職員</u>等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額</p>	<p><u>この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下<u>この項及び次項において「運賃等相当額」という。</u>)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下<u>この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。</u>)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(<u>当該職員</u>が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 3,000円(通勤距離が片道3キロメートル以上であるときは、1キロメートルまでごとに600円を3,000円に加算した額とし、その額が3万1,600円を超えるときは、3万1,600円)。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、<u>育児短時間勤務職員</u>等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額</p>



現行	改正案
<p>又は市の事務若しくは事業と密接な関連があると認められる公共的機関で規則で定めるものに使用される者(以下「他の地方公共団体の職員等」という。)であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第11条の2～第13条 (略) (時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とそ</p>	<p>又は市の事務若しくは事業と密接な関連があると認められる公共的機関で規則で定めるものに使用される者(次条において「他の地方公共団体の職員等」という。)であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第11条の2～第13条 (略) (時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とそ</p>

現行	改正案
<p>の勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は<u>      </u>、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は<u>      </u>、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は<u>      </u>、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第15条～第17条の3 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第17条の4 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は<u>      </u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>の勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は<u>      </u>、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は<u>      </u>、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は<u>      </u>、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第15条～第17条の3 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第17条の4 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は<u>      </u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>

現行	改正案
<p>2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、<u>その者</u>の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに</p>	<p>2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合には、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、<u>当該職員</u>の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに</p>

現行	改正案
<p>該当する<u>場合は</u>、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、<u>その者</u>の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、<u>その者</u>が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、<u>その者</u>の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、<u>その者</u>が逮捕された場合又は<u>その者</u>から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき<u>その者</u>に犯罪があると考えに至った場合であって、<u>その者</u>に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が<u>その者</u>の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者が<u>その者</u>の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分を行う<u>場合は</u>、当該一時差止処分を受けべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>該当する<u>場合には</u>、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、<u>当該職員</u>の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、<u>当該職員</u>が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、<u>当該職員</u>の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、<u>当該職員</u>が逮捕された場合又は<u>当該職員</u>から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき<u>当該職員</u>に犯罪があると考えに至った場合であって、<u>当該職員</u>に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が<u>当該職員</u>の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者が<u>当該職員</u>の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分を行う<u>場合には</u>、当該一時差止処分を受けべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>

現行	改正案
<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条 _____ においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員 _____ 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100(特定幹部職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 _____ 当該再任用職員 _____ の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 第9条 _____ から第10条の2までの規定は、再任用職員 _____ には適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第22条～第28条 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 _____ 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100(特定幹部職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 _____ 当該定年前再任用短時間勤務職員 _____ の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 第5条第3項から第10項、第9条から第10条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員 _____ には適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第22条～第28条 (略)</p> <p>附 則</p>

現行	改正案
	<p>(施行期日)</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(令和5年4月以降の特例措置)</u></p> <p>5 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日(附則第7項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第3項、第4項、第6項から第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p>6 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>改正前の京丹後市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員</u></p> <p>(3) <u>京丹後市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p>(4) <u>京丹後市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p>7 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第9項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円</u></p>

現行									改正案								
別表第1(第4条関係) 行政職給料表									<p>未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第5項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>11 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額		号給	給料月額												

現行									改正案								
再任用 職員以 外の職 員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額						
											187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。 ただし、第23条に規定する職員を除く。 別表第2(第4条関係) 医療職給料表 ア 医療職給料表(一)									備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。 ただし、第23条に規定する職員を除く。 別表第2(第4条関係) 医療職給料表 ア 医療職給料表(一)								
職員の 区分	職務の 級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額											
再任用 職員以 外の職 員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)											
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900											
職員の 区分	職務の 級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額											
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)											
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額											
		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900											

現行							改正案						
備考 この表は、病院及び診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。							備考 この表は、病院及び診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。						
イ 医療職給料表(二)							イ 医療職給料表(二)						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 188,700	基準給料月額 215,300	基準給料月額 243,500	基準給料月額 256,900	基準給料月額 282,100
備考 この表は、病院及び診療所に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。							備考 この表は、病院及び診療所に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。						
ウ 医療職給料表(三)							ウ 医療職給料表(三)						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100							

現行							改正案					
<u>職員</u>							<u>定年前</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>
							<u>再任用</u>	<u>月額</u>	<u>月額</u>	<u>月額</u>	<u>月額</u>	<u>月額</u>
								235,100	255,400	262,600	272,800	289,100
							<u>短時間勤務職員</u>					
備考 この表は、病院及び診療所に勤務する助産師、看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。 (略)							備考 この表は、病院及び診療所に勤務する助産師、看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>					

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年京丹後市条例第73号)新旧対照表【第9条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 平成16年4月1日 条例第73号</p> <p>第1条～第21条 (略) (月額の手当額の特例)</p> <p>第22条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)に対する月額の特殊勤務手当の額は、月額の特殊勤務手当の額を定めるこの条例の規定にかかわらず、これらの規定に基づき支給されるべき額に京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年京丹後市条例第56号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>第23条 (略)</p>	<p>京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 平成16年4月1日 条例第73号</p> <p>第1条～第21条 (略) (月額の手当額の特例)</p> <p>第22条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)に対する月額の特殊勤務手当の額は、月額の特殊勤務手当の額を定めるこの条例の規定にかかわらず、これらの規定に基づき支給されるべき額に京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年京丹後市条例第56号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>第23条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)は、この条例による改正後の京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下この条において「<u>新特殊勤務手当条例</u>」という。)第22条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新特殊勤務手当条例の規定を適用する。</u></u></p>

京丹後市上下水道部の給与の種類及び基準を定める条例(平成16年京丹後市条例第205号)新旧対照表【第10条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市上下水道部の給与の種類及び基準を定める条例 平成16年4月1日 条例第205号</p> <p>第1条 (略) (準用)</p> <p>第2条 企業職員のうち常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給与の種類及び基準については、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>京丹後市上下水道部の給与の種類及び基準を定める条例 平成16年4月1日 条例第205号</p> <p>第1条 (略) (準用)</p> <p>第2条 企業職員のうち常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給与の種類及び基準については、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

京丹後市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年京丹後市条例第1号)新旧対照表【第11条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成18年3月6日 条例第1号</p> <p>第1条・第2条 (略) (任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p>	<p>京丹後市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成18年3月6日 条例第1号</p> <p>第1条・第2条 (略) (任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>